＜給付申請者様向け＞

令和７年４月１日

新宿区在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業

# 非常用電源装置等の給付手続きについて

## 給付申請の準備・申請

１　希望物品の機種を決めて、購入業者に連絡する。

（１）　希望の物品の取り扱いがあるかを確認する。

ア　自家発電装置
イ　無停電電源装置
ウ　①蓄電池
　　②人工呼吸器専用外付けバッテリー

ア～ウ（ウ①、ウ②）はいずれか１つ。

エ　吸引器（乾電池式等）　※上記ア～ウ（ウ①、ウ②）と重複して申請できます。

（２）　下記のア～エについて対応が可能か購入業者に確認する。

ア　区が発行する「給付券」による機器の納入ができる。（商品到着後に給付券により業者が区に請求）※納入後、区が購入業者への支払いまで１カ月程度かかる
イ　納入時に機器の使用方法や注意点の説明ができる。
ウ　健康政策課長あての見積書（購入業者の代表者役職氏名あり）が発行できる。
エ　「給付券」に購入業者名、代表者役職氏名の記入ができる。

２　購入業者にご本人宛ての見積書の発行を依頼する。

３　購入業者から見積書が届いたら、申請書と合わせて下記の申請窓口あてに持参、または郵送する。
※給付申請書受領後に、区から購入業者に健康政策課長あて見積書の発行や支払方法について連絡する。
**※給付申請後に、生活環境等が変わった場合は下記の問合せ先まで連絡する。**

## 給付決定後

１　給付券が届いたら、購入業者へ納入について日程等調整の連絡をする。

２　自己負担金がある場合は、購入業者へ直接支払う。支払い方法は、購入業者と相談し決める。

３　納入時に機器の使用方法や注意点の説明を受けた後、「給付券」に納入日を記入し、納入確認の署名をして、購入業者へ渡す。

## 納入後

１　給付物品は災害時に使用できるよう、管理・定期点検を行う。

**【問合せ・申請窓口】**
健康部健康政策課地域医療係
〒160-0022　新宿区新宿５-18-21
新宿区役所第二分庁舎分館
電話　03-5273-3839　Fax　03-5273-3876